

最終更新日:2016年12月5日

株式会社 Joyful Honda

代表取締役社長 矢ヶ崎 健一郎

問合せ先: 管理本部 総務部 029-822-2215

証券コード: 3191

<http://www.joyfulhonda.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、顧客、株主、取引先、社員、地域社会等すべてのステークホルダーからの信頼確保のため、「何をすれば顧客に喜ばれるか」を徹底して考えぬ顧客中心主義という経営スタイルを創業以来貫いており、今後もこの志を踏襲し、その地域の人、文化を大切にし地域との信頼関係の絆を築き上げ、当社の店がなくてはならないと地域の方々に思ってもらえ、また従業員もその地域に働くこと、店で働くことを誇りに思える店づくりを目指してまいります。そのために、法令遵守や社会的規範等の遵守のみならず、経営理念である「顧客の喜びが私達(企業)の喜びである(お客様と夢を共創)」に基づいた行動の実践を通じ、持続的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、経営の効率化、意思決定の迅速化及び透明性の高い健全な経営に向けた取り組みを推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-1-1】議決権行使結果の分析の実施

当社の取締役会は、2016年9月の定時株主総会より、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合には、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うこととしております。

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳

当社は、議決権電子投票制度及び議決権電子行使プラットフォーム等の利用について、株主構成や機関投資家の意見を勘案し、その要否について引き続き検討することとしております。

また、招集通知の英訳についても、海外投資家への対応に関する国内金融機関の証券代行部門による助言等を斟酌し、当社の株式に係る外国人(個人及び法人)の持株数比率等も踏まえて、その要否について引き続き検討することとしております。

【補充原則4-1-3】最高経営責任者の後継者の計画

当社は、最高経営責任者等の後継者の計画の立案・実行を重大な問題と考えており、今後取締役会及び経営会議等の場を通じて、また、グループ全体としても議論してまいります。

今後、かかる議論を踏まえて、社長が適切に計画を立案した上で取締役会において説明を行い、社外取締役を含む取締役の意見を聴取する方法により、取締役会が適切に監督を行うとの方向で現在検討を進めております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、取締役会で決議すべき事項について、健全な企業家精神に基づく提案を歓迎し、独立社外取締役の意見も踏まえながら十分な審議検討を行うこととしており、決定した内容については業務執行取締役及び執行役員がこれを執行しております。また、取締役の報酬については、固定報酬及び賞与により構成しており、独立社外取締役を構成員に含む取締役会において定めた役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、個人別の報酬額を決定しております。

当社は、2016年9月の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」の導入について承認を得ており、今後速やかに、当該報酬制度の運用を開始することとしております。

【補充原則4-2-1】業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定

当社の取締役の報酬は、固定報酬及び賞与により構成しております。固定報酬額については、当社の業績及びこれに対するその者の貢献度等を勘案し決定しております。また、賞与については、役員報酬規程の定めに基づき、業績連動型となっております。

当社は、2016年9月の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」の導入について承認を得ており、今後速やかに、当該報酬制度の運用を開始することとしております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会における取締役は、

- ・事業あるいは会社業務に精通した業務執行者
- ・各分野における専門知識と豊富な経験を有する者
- ・企業経営の経験者である社外取締役

から、取締役会全体としての構成員のバランスを踏まえつつ、定款に定める上限員数である17名の範囲内で選任されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成されております。

また、当社の監査役には、財務会計に関する適切な知見を有する公認会計士2名が選任されております。

なお、取締役会全体の実効性の分析・評価につきましては、取締役会の機能を向上させる観点から、今後実施することを検討しております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価と開示

当社の取締役会全体の実効性の分析・評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、今後実施することを検討しておりますが、その具体的な評価手法も含め、詳細については引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を定め、基本原則・原則・補充原則の各73原則すべてに対する当社の取り組み状況や取り組み方針について、「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」として、次の当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.joyfulhonda.info/category/cgcode>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ビーピーイージャパン1株式会社	16,219,600	31.42
アーランドサカモト株式会社	2,064,000	3.99
株式会社常陽銀行	1,942,600	3.76
本田 理	1,517,780	2.94
株式会社アスクリエーション	1,177,600	2.28
本田 勇	1,100,066	2.13
みずほ信託銀行株式会社 有価証券管理信託0700040	1,000,000	1.93
野村信託銀行株式会社(信託口2052146)	1,000,000	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	726,600	1.40
野村信託銀行株式会社(信託口2052148)	700,000	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
丸岡 正	他の会社の出身者											
細谷 武俊	他の会社の出身者											
野宮 博	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸岡 正	○	——	証券会社で広範にわたるファイナンシャル・アドバイザリー業務を長年担当、投資先企業の経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の透明性・客観性を高めるため、社外取締役として当社の経営に貴重なご意見をいただけるものと判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。
細谷 武俊	○	——	流通業界における企業経営に携わり、店舗小売、卸売、及び通販事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の透明性・客観性を高めるため、社外取締役として当社の経営に貴重なご意見をいただけるものと

			判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。
野宮 博		――	総合商社での勤務、特に国内外での子会社関連会社の経営管理、また投資ファンド運営会社で企業経営、社外取締役に従事するなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の透明性・客観性を高めるため、社外取締役として当社の経営に貴重なご意見をいただけるものと判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役および会計監査人は、監査の相互補完および効率性の観点から、適宜情報の交換を行うとともに相互に連携し、財務報告に係る内部統制の内部監査および会計監査と監査役監査との緊密な連携を図り、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秋山 正明	公認会計士													
小林 保弘	公認会計士													
広瀬 史乃	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山 正明	○	——	公認会計士として監査法人勤務を通じた幅広い財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行いただけるものと判断し、選任しております。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定しております。
小林 保弘	○	——	公認会計士として監査法人勤務を通じた幅広い財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行いただけるものと判断し、選任しております。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定しております。
広瀬 史乃	○	——	弁護士資格を有し幅広い知識と企業法務および税務に関する知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行いただけるものと判断し、選任しております。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準)等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
その他独立役員に関する事項	

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

役員報酬については、役員報酬規程を定め、業績や貢献度などを勘案し決定しております。また、役員賞与についても、業績連動型となっております。なお、当社は2016年9月の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役および執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」の導入について承認を得ております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

報酬などの総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。また、取締役および監査役の報酬等の額は、それぞれ総額にて開示しております。

--	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の確定報酬額は、固定報酬および業績に応じた報酬を定めた役員報酬規程に基づいて算定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対してのサポート体制は、総務部より取締役会の招集時に議案および参考資料等の情報を適宜提供しております。また、監査役会事務局は設置しておりませんが、内部監査室が必要に応じ事務局機能を担い、社外監査役に資料の提供・作成を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、取締役11名で構成され、原則として毎月1回以上開催されております。取締役会は、当社の経営方針および業務執行に関する重要事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

2. 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役5名(内社外監査役3名)で構成され、原則として毎月1回開催されております。監査役会において、監査に関する重要な事項について報告を受け、情報交換および協議を行っております。各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務および財産の状況を監査するとともに、また、会計監査人および内部監査部門から報告を受ける等、緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監視しております。

3. 経営会議

経営会議は、社長、各本部長、経理部長、コンプライアンス担当役員をもって構成し、決裁権限基準表に定められた事項および取締役会に上程する議案を審議し、決定するほか、経営上の重要事項を議論し立案を行っております。なお、経営会議の開催は、原則として月2回となっております。

4. 内部監査部門

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室(3名)を設置し、当社および関係会社の業務全般にわたる適正な運営、改善を目指し、計画的かつ全体的な内部監査を実施しております。

5. 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令が定める額のいずれか高い額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社企業理念のもと、変化に対応すべく迅速な経営判断を行うと同時に、高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を確立し、企業価値向上に努め説明責任を十分に果たすことを目的にしております。具体的には、取締役会、監査役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会ならびに会計監査人と連携を取り、コンプライアンスの徹底および内部統制の強化を図っております。また、社外取締役が企業統治において果たす役割と機能は、各社外取締役が有する知見等を踏まえて、また、独立社外取締役についてはその独立した立場に基づき、外部的視点から、如何に企業価値を高めていくかの経営アドバイスをを行うこと等にあると考えております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の直近の定時株主総会は、2016年9月16日であり、いわゆる集中日にはあたりません。
その他	より開かれた株主総会の運営を目指し、出来る限り多くの株主が出席できるように開催場所を公共交通機関の発着場所の近隣地とするなど配慮しております。 また、株主総会の招集通知については、招集通知の発送日の前日に東証TDnetで縦覧に供される他、同日付で自社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と第4四半期において、年間6回程度、個人投資家向けの会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度終了後および第2四半期決算後の年2回、定期的に、アナリスト・機関投資家対象の説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトにて、投資家に迅速に当社の情報を開示しております。決算短信、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、株主総会の招集通知および決議通知などを掲載しております。また、会社概要や決算短信の一部などの情報を英訳して掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 広報・IR部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	災害時バックアップ機能として、災害発生時には生活物資および救援活動に必要な物資などの供給を行う防災協定を6店の地域自治体・警察・消防等と締結しております。 地域振興として、群馬県太田市にて運営している「アンディ&ウィリアムス ボタニックガーデン」は、本格的イングリッシュガーデンとして地域住民の憩いの場となり、太田市観光協会にも加盟し地域活性化に協力しております。 また、環境に配慮した電気自動車の普及に合わせ、一店舗を除く全店舗の駐車場に専用の充電設備の設置をしております。さらには、省エネルギー社会の実現に向けて、店舗の照明について節電効果の見込めるLED照明への切り替えを進めるとともに、店舗の空調設備についても節電効果の見込める新しい設備への切り替えを進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページや決算説明会、個人投資家向け会社説明会等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行います。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は次のとおりです。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- (2)各組織から独立した内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- (3)事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するためコンプライアンス委員会を設置する。

2. 当社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)取締役および使用人の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存および管理を行う。
- (2)保存期間内は、取締役または監査役からの閲覧要請等があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)「リスク管理規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- (2)実際にリスクが具現化し重大な損害の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会において速やかに対処方法を明確にし、必要に応じて全社に指示・伝達する。
- (3)事業活動において重大な影響を及ぼすリスクを管理し、具体的対応策を講じるため、リスク管理委員会を設置する。

4. 当社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針および業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行う。また、経営会議を原則月2回開催するものとし、決裁権限基準表に定められた事項および取締役会に上程する議案を審議し、決定するとともに、経営上の重要事項を議論し、立案する。
- (2)「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により業務分掌、職務権限を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保するとともに、監査役ならびに内部監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程を制定し、当社グループ各社における、業務の適正および効率性を確保するための制度を整備する。
- (2)当社内部監査室は、当社グループ各社に対する監査を実施し、検証および助言等を行う。
- (3)当社のコンプライアンス委員会ならびにリスク管理委員会に子会社も出席させ、当社グループとして、法令・社内規程等の遵守を確保し、迅速なリスク対応を図る。

6. 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関連会社管理規程」に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。

7. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)子会社において定めるリスク管理規程に基づき、子会社において、不正の行為または法令、定款もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社は、当社リスク管理委員会に報告しなければならない。
- (2)当社リスク管理委員会が、子会社から報告を受けた場合、直ちに事実関係を調査し、取締役会にこれを報告する。
- (3)子会社代表取締役は、事業活動における各種のリスクを管理し、実際のリスクが具現化した際の迅速な対応を行うため、当社リスク管理委員会に出席する。

8. 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社子会社は、「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、経営の効率化を図るとともに、当社子会社管理担当部署（以下、「経営企画部」という。）ならびに当社内部監査室が連携のうえ、業務執行の効率性の検証を行う。

9. 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社子会社は、「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- (2)当社子会社は、内部監査部門を設置し、子会社の監査役と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- (3)子会社代表取締役は、事情活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するため当社コンプライアンス委員会に出席する。

10. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上置くことができる。

11. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得ることとする。

12. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)取締役および使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (2)監査役を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

13. 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役および使用人は、当社に著しい損害の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。
- (2)監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役および使用人に報告を求めることができる。

14. 当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- (1)子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、経営企画部を経由し、当社監査役に報告する。
- (2)当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、コンプライアンス室を経由し、監査役への適切な報告体制を確保する。

15. 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)内部通報制度の窓口に通報があった場合、コンプライアンス室は、当社の監査役に対して、速やかに通報者の特定される事項を除き、事案の内容を報告する。

(2)通報者の異動、人事評価および懲戒等において、通報の事実を考慮することを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

16. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

17. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役および使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

(2)監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

(3)監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

(4)監査役は、原則毎月1回、監査役会およびグループ各社の監査役の出席を得て監査役連絡会を、それぞれ開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行う。また、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

18. 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、すべての取締役、監査役、執行役員および使用人に反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたないこと、および反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、法令および社会的に公正と認められるルールを尊重し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、コンプライアンス規程の中に「反社会的勢力排除の手続き」を規定し運用しております。

新規取引先の選定については、各部署より「取引先チェックシート」が業務室に申請され、業務室では、インターネット(「日経テレコン21」)等により調査しております。調査資料は、業務室内に置く反社会的勢力排除の確認担当者に提出され、確認担当者が内容を確認します。懸念がある場合は、更に外部調査機関による追加調査を実施します。子会社も、同様の手続きを実施しております。

各グループ会社において、特定の取引先との取引の締結・維持を否決した場合には、直ちに当社総務部長に報告し、子会社および関係する所属長に通知且つ具体的な対応等について情報共有し、取引関係の完全な解消を確認する体制をとっております。

既存取引先については、前回調査から1カ年を経過毎にインターネット(「日経テレコン21」)等により再確認の調査を実施しております。

また、株主および役員に関しても同様に調査することで、関連当事者に対し反社会的勢力の排除に向けた取り組みを行っております。

Vその他

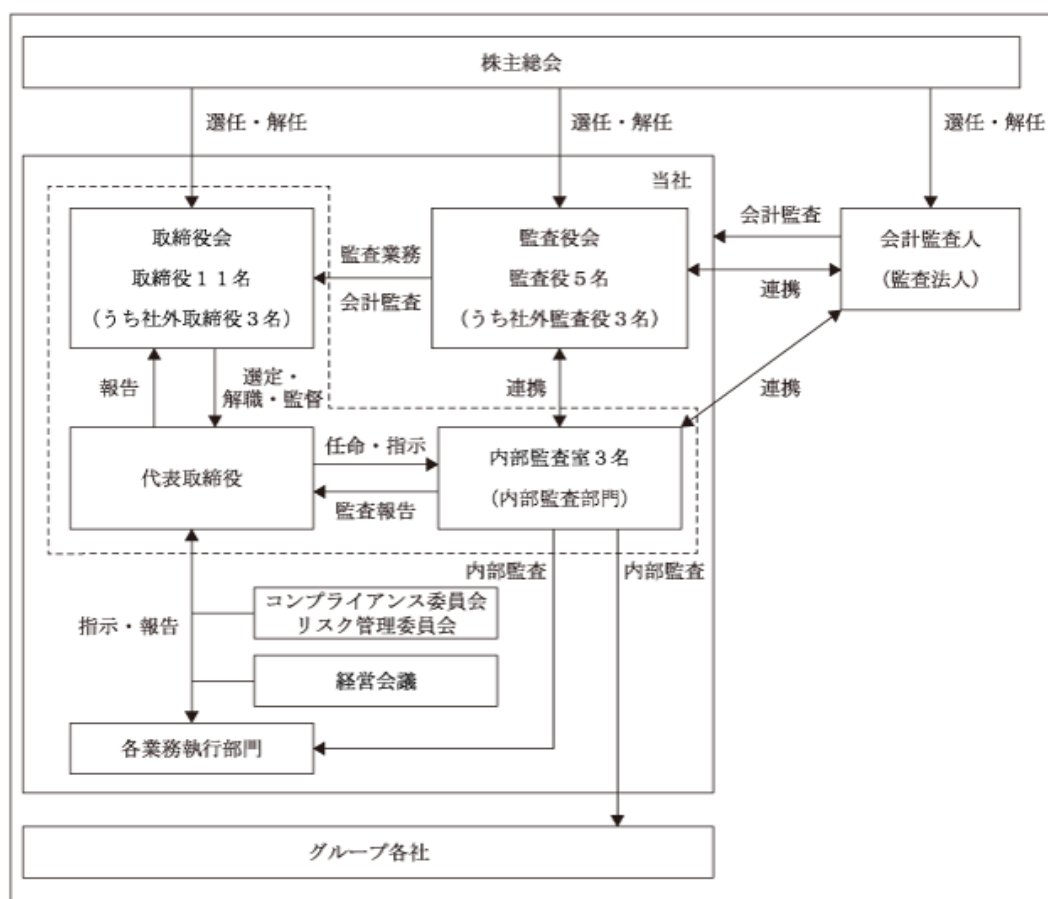
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

